

# 東日本大震災災害義援金のご案内

## 1 災害義援金の内容

東日本大震災で被災された仙台市民の皆様へ、全国各地から日本赤十字社等に寄せられた義援金を、宮城県災害義援金配分委員会において決定した基準に基づき配分いたします。

## 2 配分基準額

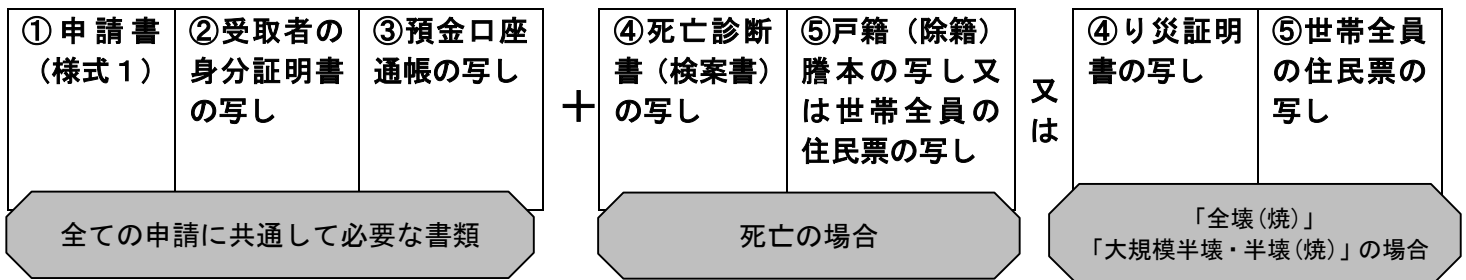
災害義援金は以下の表の基準に基づき配分されます。

義援金配分の対象となる世帯	配分金額	申請者（受取者）
死亡・行方不明者（※）のいる世帯	1人につき 350,000円	配偶者、子、父母、孫及び祖父母のうち、支給順位がもっとも高い方
全壊（焼）世帯	1世帯につき 350,000円	世帯主
大規模半壊・半壊（焼）世帯	1世帯につき 180,000円	世帯主

※ 死亡された方のご遺族に対する義援金の配分は、「災害弔慰金」制度に定められた遺族の範囲・順位に準じるため、配分されるまでお時間をいただく場合があります。

※ 行方不明者のご家族に対する義援金は、死亡された方のご遺族に対する義援金の取扱いに準じます。

## 3 申請に必要な書類



①東日本大震災災害義援金申請書（様式1）……このご案内に備え付けの用紙です。

②受取者の身分証明書の写し……運転免許証、健康保険証等の写しです。

③預金口座通帳の写し……金融機関名、取引店名、種目、口座番号、申請者名義（フリガナ）が印字された部分の写しが必要です。

### 【「死亡」の場合】（①から③に加えて）

④死亡診断書（検案書）の写し

⑤戸籍謄本の写し又は世帯全員の住民票の写し……(1)ご申請される遺族の方が、住民票上死亡した方と別世帯の場合には、亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本の写しを添付して下さい。

(2)ご申請される遺族の方が、住民票上死亡した方と同じ世帯の方の場合は、各記載項目に省略のないもので、世帯全員の住民票の写しと亡くなられた方の除票を添付して下さい。

### 【「全壊（焼）」、「大規模半壊・半壊（焼）」の場合】（①から③に加えて）

④り災証明書の写し……り災届出証明書ではご申請いただけませんのでご注意ください。また、り災証明書の申請がお済でない方は、先にり災証明書発行申請の手続きをお願いいたします。

⑤世帯全員の住民票の写し……各記載項目に省略事項のないもので、3月11日以降住所を移動した場合は、前住所の記載があるものがが必要です。

## 4 その他留意事項

- ※ 平成 23 年 3 月 11 日現在で仙台市以外の市町村にお住まいの方につきましては、その時点で  
お住まいであった市町村にお問い合わせください。
- ※ 「世帯」とは、同一生計である実際の生活単位のことをいい、単に住民票で世帯を判断する  
ものではございませんので、ご注意ください。
- ※ 「死亡・行方不明者がいる世帯」かつ、「住居が全壊（焼）、大規模半壊・半壊（焼）」に該  
当する場合は、それぞれについて申請書の提出が必要です。  
（例）世帯の中でお二人がお亡くなりになり、住居が全壊した場合は、計 3 通の申請書の提  
出が必要です。
- ※ 「全壊（焼）」、「大規模半壊・半壊（焼）」の場合は、借家、アパート等にお住まいの方も対  
象となりますので、世帯主名義の「り災証明書」をご準備ください。
- ※ 義援金の申請にあたり、対象となる遺族または世帯主の方からの申請が困難である場合は、  
代理での申請も可能ですが、その場合でも、義援金の振込は対象者になります。
- ※ その他、ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

## 5 申し込み先・お問い合わせ先について

### 【郵送いただく場合の送付先】

〒980-8671 仙台市健康福祉局社会課 （郵便番号と宛名だけで届きます）

### 【直接お持ちいただく場合】受付時間：9:00～16:30（4月、5月中は土曜、日曜、祝日も開設いたします）

会場		所在地	電話番号（代表）
被災者支援相談窓口		青葉区国分町 3-7-1 市役所本庁舎 8 階	022-214-3805
青葉区	青葉区役所 2 階会議室	青葉区上杉 1-5-1	022-225-7211
宮城 総合支所	宮城総合支所 2 階総務課	青葉区下愛子字観音堂 5	022-392-2111
宮城野区	宮城野区役所 6 階エレベーター前ホール	宮城野区五輪 2-12-35	022-291-2111
	宮城野体育館（元気フィールド仙台） ※ 4 月 29 日、30 日、5 月 1 日のみ	宮城野区新田東 4-1-1	
	岡田小学校 ※ 4 月 29 日、30 日、5 月 1 日のみ	宮城野区岡田字北在家 67	
若林区	若林区役所 1 階ロビー	若林区保春院前丁 3-1	022-282-1111
	六郷市民センター	若林区今泉 1-3-19	
	七郷市民センター	若林区荒井字堀添 65-5	
太白区	太白区役所 2 階第 1 会議室	太白区長町 3-1-15	022-247-1111
泉区	※ 4 月 26 日 泉区役所東庁舎 5 階	泉区泉中央 2-1-1	022-372-3111
	※ 4 月 27 日～5 月 9 日 泉区役所東庁舎 2 階		
	※ 5 月 10 日以降		
	未定（決定し次第お知らせします）		

### 【問い合わせ先】

	電話番号（代表）	受付時間
被災者支援相談窓口	0 2 2 - 2 1 4 - 3 8 0 5	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0